

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金の募集について

既に報道等でご承知のとおり平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日頃にかけて発生した平成 30 年 7 月豪雨災害につきましては、その災害規模が激甚であることから、中央共同募金会では、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を始めました。

義援金募集の取り組みは、共助の代表例であると言われており、行政と民間団体が連携して取り組む慣習的な被災者支援キャンペーンであると言えます。

そこで、当社協といたしましても、この取り組みに賛同し、広く関係団体や市民の皆様に義援金の拠出をお願いいたしたいと考えております。

募金の方法は個人・世帯・団体等ご自由です。

つきましては、ご多忙の折恐縮に存じますが趣旨ご理解のうえ、多くの善意をお寄せいただきますようご協力をお願いいたします。

記

1 義援金の名称

「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」

2 義援金の受付場所

鳴門市社会福祉協議会

〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜 24-2 鳴門市健康福祉交流センター2 階

3 義援金の送付先

社会福祉協議会でとりまとめ、中央共同募金会に送金します。

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額被災府県共同募金会に被災状況に応じて按分の上送金されます。

4 義援金の募集期間

平成 30 年 9 月 3 日(月) ～ 平成 30 年 10 月 31 日(水)

【 8:30 ～ 17:15 土・日・祝を除く 】



- 5 直接、中央共同募金会へお振込みをご希望の方は、下記の振込窓口までお振込みをお願いいたします。

【振込窓口】

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00180-7-634691	中央共同募金会平成30年7月豪雨災害義援金
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162596	(福)中央共同募金会
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126799	(福)中央共同募金会

※ゆうちょ銀行 同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの払込書による送金手数料は無料。

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。関西アーバン銀行、みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

6 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しましては、金融機関で受け取る振込金受領証等に別紙①「平成30年7月豪雨災害義援金」募集要綱募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

※預り証を発行いたします。預り証は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号の「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当することの証明としてお使いいただけます。

※領収書の発行を必要とされる場合は、別紙②「領収書発行依頼書」に必要事項をご記入のうえ、中央共同募金会までFAXまたはメールにてご送付ください。なお、領収書発行は順次対応いたしますので、発行まで1か月程度を要しますことをご了承ください。

※くわしくは、[社会福祉法人 中央共同募金会のホームページ](#)をご覧ください。



「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」募集要綱（第 3 版）

平成 30 年 8 月 1 0 日更新

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

平成 30 年 7 月の豪雨により各地で人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数の市町村で災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金

3. 受付期間

平成 30 年 7 月 1 0 日（火）から同年 1 2 月 2 8 日（金）まで
 （※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	—	00180-7-634691	中央共同募金会平成 30 年 7 月豪雨災害義援金
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0 1 6 2 5 9 6	(福)中央共同募金会
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0 1 2 6 7 9 9	(福)中央共同募金会

※ゆうちょ銀行 同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの払込書による送金手数料は無料

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及び A T M からの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の本支店間の窓口及び A T M からの振込手数料は無料。関西アーバン銀行、みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額被災県共同募金会に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公

共団体に対する寄附金」(ふるさと納税)に該当

- 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」(ふるさと納税)に該当



社会福祉法人中央共同募金会 行き
 FAX 03-3581-5755
 メール keiri01@c.akaihane.or.jp

「平成30年7月豪雨災害義援金」
 領収書発行依頼書

振込日	年 月 日 ()		
振込額 (各口座への 振込内訳額を ご記入くださ い)	義 援 金	円	【義援金】 ゆうちょ銀行 00180-7-634691 口座名 中央共同募金会平成30年7月豪雨災害義援金
		円	【義援金】 三井住友銀行 東京公務部 (普通) No. 162596 口座名 (福)中央共同募金会
		円	【義援金】 りそな銀行 東京公務部 (普通) No. 126799 口座名 (福)中央共同募金会
合計額	円		
住 所 (領収書送付 先)	〒 ー		
お名前 (領収書宛名、 振込人名義)	(ふりがな)		
ご連絡先 電話番号			